第139表 犯罪被害者等に対する初期支援実施状況(年次別)

(単位 人)

	区 分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成 30 年
8		数	2,787	2,944	3,127	3,167	3,397
	総	数	898	1,266	1,401	1,593	1,568
重大な交通事故事件	ひ き 逃	げ	593	704	746	775	820
	交 通 死 亡 事	故	133	174	158	164	136
	3か月以上の重傷事	故	134	306	405	557	556
	危 険 運 転 致 死	傷	33	47	80	67	48
	署長等指定事	件	5	35	12	30	8
(*	数	1,611	1,627	1,685	1,531	1,796
	殺	人	87	72	72	101	93
	強 盗 致 死	傷	126	121	126	113	117
身	強 盗 ・ 強 制 性 交 及び強盗・強制性交等到		4	8	4	4	6
	強 制 性 交 (準強制性交等含む。	等	193	185	192	239	332
	集 団 強	姦	11	16	18	9	2
体	強 制 わ い せ (準強制わいせつ含む。	つ)	648	608	707	659	770
	強制わいせつ等致死	傷	72	78	68	61	68
	略 取 ・ 誘	拐	4	9	18	11	24
犯	逮 捕 ・ 監 (逮捕等致死傷含む。	禁)	9	14	15	12	17
30	傷 害 致	死	6	5	6	5	7
	傷害(重傷)	403	506	456	315	360
	その	他	48	5	3	2	-
を通り	以外の署長等指定事	件	278	51	41	43	33

注1 初期支援とは、初期捜査等の一連の捜査活動等を通じて、原則として、対象事件の認知直後から被害者を帰宅させるまでの間において、被害者に付き添って被害者のために行う活動をいう。

数值:企画課

139表

² 対象事件とは、身体犯、重大な交通事故事件及び署長等指定事件(事件事故の規模等を勘案し、警察署長等が支援を必要と認めたもの)をいう。

³ 刑法の一部が改正(平成29年7月13日施行)され、「集団強姦」は廃止された。